

ID: 159

担当部署: 健康福祉部 健康課

処分の概要	費用の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市休日診療所設置条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第126号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第6条 診療を受けた者は、その都度診療に要した費用を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、費用の一部又は全部の徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日